

外国為替保証金取引に係る契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が外国為替保証金取引を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 外国為替保証金取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、契約時の約定代金と決済時の約定代金の差額のみを受け払いする差金決済または当社所定の決済方法による決済が行われる取引で、当社との相対（店頭）取引であり、取引所（市場）取引ではありません。
- 当社で行う外国為替保証金取引は、「FX」と「マネックス FXpro」（以下「FXpro」といいます）の2種類があり、種類に応じて取引ルール等が異なりますので、ご注意ください。
- 外国為替保証金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る（場合によっては差し入れた保証金を上回る場合もあります）リスクを合わせ持つ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ（※1）、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます（※2）。

※1：外国為替保証金取引のお申込みにあたっては、当社ウェブサイトにあります所定の書面を必ずお読みになり、口座開設条件や取引のルールなどご理解いただいたうえで、お申込みください。

※2：取引を行われるには、お客様の投資経験や金融資産等、当社の社内基準に合致されることが必要になります。当社では、お客様の適合性に照らして、取引をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

<手数料・その他費用の概要>

- ・ 外国為替保証金取引にあたっては、「FX」、「FXpro」の区分に応じ取引手数料がかかります。詳しくは、下記「3. 手数料及びその他費用」をご覧ください。

<外国為替保証金取引のリスク>

[価格変動リスク]

- ・ 取引対象である通貨の価格（外国為替相場）の変動の影響等により、自分の想定と逆の方向に外国為替相場が変化した場合には、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。また、外国為替相場の変動により損失が一定額を超えたときは、保証金の追加差入が必要となります。
- ・ 当社では、お客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置（ロスカットルール）を設けていますが、為替相場の急激な変動により、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

[信用リスク]

- ・ 外国為替保証金取引は、当社とお客様との間の相対取引であり、当社はお客様との取引についてカバー取引を行うことから、お客様は当社及び下記に記載するカバー取引先に対する信用リスクを負うこととなり、当社及びカバー取引先の業務又は財産状況の変化により、投資元本以上の損失を被ることがあります。

[その他の留意点]

- ・ 取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、売戻し又は買戻しができないなど、意図したとおりの取引ができないこともあります。
- ・ 外国為替保証金取引では、売却している通貨と買い付けている通貨の金利差調整額（スワップポイント）の受払いが日々発生します。スワップポイントは、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも変動します。また、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。
- ・ 政治・経済又は金融情勢等の変化、各国政府の規制や外為市場の規制などによる取引停止措置、あるいは通信手段の障害など、不測の事態により取引が実行できなくなる場合があります。これにより予想外の損失を被ることもあります。

＜お客様からお預かりした財産の管理方法及びそれに伴うリスク＞

- ・ 当社は、お客様との「FX」による外国為替保証金取引につきまして、株式会社外為どっとコム（店頭による外国為替保証金取引業）、住友信託銀行株式会社（銀行業、信託業）にカバー取引を行います。
- ・ 当社は、お客様との「FXpro」による外国為替保証金取引につきまして、デンマークのサクソ銀行（SAXO BANK A/S）にカバー取引を行います。なお、サクソ銀行は、デンマーク金融庁（The Danish Financial Supervisory Authority）を監督官庁とする、オンラインで為替取引等を提供する投資銀行です。デンマークはヨーロッパ連合（EU）のメンバーであるため、同行はEU圏の銀行運営に適用される規則に従っております。
- ・ 当社は、お客様から預託を受けた為替保証金の金銭について、住友信託銀行株式会社への預金・同行を受託銀行とする金銭信託以外の金銭の信託により、当社の固有財産とは分別して管理します。ただし、外国為替保証金取引において為替保証金として差し入れる金銭は、投資者保護基金の補償対象ではありませんので、お客様は上記の信用リスクを負うこととなります。また、住友信託銀行株式会社がお客様に保証金の返還を保証するものではありません。

外国為替保証金取引におきましては金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 外国為替保証金取引のしくみ

(1) 通貨ペア

① 「FX」

米ドル/円 (USDJPY)	ユーロ/円 (EURJPY)	ポンド/円 (GBPJPY)
豪ドル/円 (AUDJPY)	カナダドル/円 (CADJPY)	NZドル/円 (NZDJPY)
スイスフラン/円 (CHFJPY)	ユーロ/米ドル (EURUSD)	

② 「FXpro」

「FX」取扱い通貨ペアに加え、以下の通貨ペアがお取引いただけます。

南アフリカランド/円 (ZARJPY)	豪ドル/米ドル (AUDUSD)	ユーロ/カナダドル (EURCAD)
ユーロ/豪ドル (EURAUD)	ユーロ/ポンド (EURGBP)	ユーロ/スイスフラン (EURCHF)
NZドル/米ドル (NZDUSD)	ポンド/米ドル (GBPUSD)	米ドル/スイスフラン (USDCHF)
米ドル/カナダドル (USDCAD)	ポンド/スイスフラン (GBPCHF)	米ドル/香港ドル (USDHKD)
米ドル/シンガポールドル (USDSGD)		

(2) 取引単位

1,000 通貨単位とします。

(3) 呼値

呼値の単位（最小変動幅）は、対円の通貨ペアは0.01円（1銭）、その他の通貨ペアは0.0001通貨（例えば、ユーロ／米ドルの場合は0.01セント）となります。呼値の最小変動幅を「ピップ」といいます。

(4) 取引価格

当社は、各通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。ビッド価格とオファー価格は、インターバンク市場の取引レートを参考に決定されます。オファー価格とビッド価格には差額（スプレッド）があり、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。スプレッドは各通貨ペアごとに異なります。また、為替市場の動向により、一時的にスプレッドが開いたり、取引通貨の流動性、注文執行時の相場状況によっては、注文時の提示レートでは取引が成立しない場合があります。

なお、「FX」と「FXpro」では提示レートやスプレッドが異なりますので、詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

(5) レバレッジ

売買に必要な代金の一部を保証金として預け、それを担保とした上で、その数倍から数十倍の価値の外貨を売買するというレバレッジ効果といい、この担保である保証金に対する実際の総約定代金の倍率が“レバレッジ”となります。このように、お客様が行う外国為替保証金取引額は、お客様が預託すべき為替保証金を上回る可能性があり、為替レートの変動に対して、大きな損益が発生することがあります。

① 「FX」

対円のレートによって必要保証金額が違い、またレートによって計算式に違いがあるので他の通貨のレバレッジが同一になるわけではありません。（約定金額÷保証金額）によりレバレッジが計算できます。

② 「FXpro」

約20倍

(6) 決済方法

建玉は、売戻し若しくは買戻しすることによる差金決済（清算）、あるいは当社所定の方法により受渡決済できるものとします。

(7) ロールオーバー

売戻し若しくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組み合わせについてのスワップポイントは、お客様が受け入れる場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。

(8) 決済期日

決済期日の指定はございません。お客様が建玉を決済しない限り、日々ロールオーバーされます。

(9) 為替保証金の差入れ

為替保証金の差入れは、円貨のみ承ります。米ドル等の外貨や有価証券を為替保証金として差し入れることはできません。また、外国為替保証金取引の注文をするにあたっては、前もって取引保証金額以上の現金を、証券総合取引口座（MRF 又はお預り金）から「FX」口座又は「FXpro」口座に振替えていただく必要があります。

(10) ロスカット機能

ロスカットとは、一定の条件を満たした場合に、自動的に建玉の反対売買が執行される取引を言います。ただし、相場の変動があるため、設定されたロスカットレートでの返済の保証はありません。また、お客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置ですが、為替相場の急激な変動によりお預かりしたご資産以上の損失が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

① 「FX」

保証金維持率が一定の水準まで低下した場合に、ロスカットを行います。ロスカットが実行される保証金維

持率を「ロスカットレベル」といい、有効保有額の50%、40%、30%、20%から選択できます。なお、初期設定は20%となっています。

② 「FXpro」

お客様が建玉ごとに設定されたレートに達した場合に、ロスカットを行います。お客様が新規に発注される際は、ロスカット注文も同時に発注する必要があります。ロスカットレートは、初期値が設定されていますが、注文ごとに設定することも可能です。ただし、ロスカット幅を拡大する場合は、必要ロスカット保証金の額が大きくなります。

また、新規注文の時点で、ロスカット注文により決済された場合に想定される損失額をあらかじめ「ロスカット保証金」の中で拘束します。（「ロスカット保証金」は、保証金残高の80%を限度として利用できます。）

(11) スワップポイント

スワップポイントとは通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のことです。ロールオーバーを行うことにより発生します。当社ではスワップポイントは日々評価損益に反映されます。実際の受渡は、建玉を反対売買した際、あるいは当社所定の方法により受渡決済した際に行います。高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受け取れます。逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うこととなります。

① 「FX」

同じ通貨の組み合わせについてのスワップポイントは、売り建玉・買い建玉とも原則として同額となります。ただし、為替市場の動向によってはこの限りではありません。

なお、決済されるまでスワップポイントを保証金に充当することも証券総合取引口座へ振替えることもできません。

② 「FXpro」

同じ通貨の組み合わせのスワップポイントは、お客様が受け入れる場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。

なお、スワップポイントをその都度保証金に加算又は減算しますが、建玉を決済するまで証券総合取引口座へ振替えることはできません。

2. 当社でお取引いただくには

(1) 取引の開始

はじめに当社から「FX」にあたっては、「外国為替保証金取引に係る契約締結前交付書面（本書面）」及び「FX（外国為替保証金取引）約款」を、「FXpro」にあたっては、「外国為替保証金取引に係る契約締結前交付書面（本書面）」及び「マネックス FXpro（外国為替保証金取引）約款」が交付されますので、外国為替保証金取引の概要やリスクについて、十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書及び申込書を電磁的方法にて差し入れていただきます。

なお、当社は、ウェブサイトにおいて、電磁的方法による書面交付により取引開始の手続きを行っております。当社では、外国為替保証金取引に係る書面の交付等は、すべてウェブサイト上で電磁的な方法で行うため、取引開始にあたっては、電磁的方法による交付をご承諾いただきます。手続方法の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。

(2) 為替保証金の差入

為替保証金の振替は証券総合取引口座にログイン後、「為替保証金取引」→「FX」又は「FXPro」→「保証金振替」画面から、ご指示ください。なお、0:00～21:00に指示された場合は翌営業日入金となり、21:00～24:00に指示された場合又は休祭日に指示された場合は翌々営業日入金となります。

なお、保証金を受け入れたときは、お客様に受領書（保証金残高・入金明細書）を交付します。

① 「FX」

「FX」は完全前受制となっていますので、保証金の振替が完了し、取引保証金に反映された時点で取引が可能となります。

振替の受付は、3:00～5:00 及び、6:40～7:00（夏時間は 5:40～6:00）を除くいつでも指示が可能です。振替えた MRF・お預り金は、指示完了後、即座に取引保証金に反映され、取引に利用できます。

② 「FXpro」

「FXpro」は取引の成立に先立ち、当社に所定の保証金を差し入れていただきます。また、保証金に一定限度を超える不足額が生じるなど、保証金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

振替は、シドニー時間の月曜日 8:00（日本時間の月曜 7:00）からニューヨーク時間の金曜日 18:00（日本時間の土曜日 8:00）までの間、3:00～5:00 を除いて、いつでも指示が可能です。週末（土曜日早朝から月曜日早朝）は指示できませんので、ご注意ください。振替えた MRF・お預り金は、指示完了後、即座に取引保証金に反映され、取引に利用できます。

(3) ご注文の指示

① 「FX」のご注文を委託するときは、次の a～e の事項を正確に指示してください。

- a. 取引対象通貨ペア
- b. 売買の別
- c. 注文数量
- d. 価格（指値又は成行）
- e. 有効期間

② 「FXpro」のご注文を委託するときは、上記 a～e に加え、次の f 及び g の事項を正確に指示してください。

- f. ロスカット幅、又はロスカットレート
- g. 返済予約注文を発注される場合、その価格

(4) 決済方法

① 「FX」

建玉は、売戻し若しくは買戻しすることによる決済、あるいは当社所定の方法により受渡決済できるものとします。

② 「FXpro」

建玉は、売戻し若しくは買戻しすることによる決済、あるいは当社所定の方法により受渡決済できるものとします。なお、同一通貨ペア建玉の反対売買は、当該建玉数量の範囲内で自動決済されます。反対売買数量が当該建玉数量を超えている場合、超えた数量は、新規建玉となります。この時、決済される建玉の順位は、先入先出法によります。同一通貨ペアの売り建玉と買い建玉を同時に保有すること（いわゆる両建）はできません。

(5) 為替保証金の振替・出金

「FX」口座及び「FXpro」口座にある為替保証金は、必要保証金額を下回らない範囲で、証券総合取引口座に振替えることができ、証券総合取引口座よりご出金いただきます。

① 「FX」

振替の受付は、3:00～5:00 及び 6:40～7:00（夏時間は 5:40～6:00）を除いて、いつでも指示が可能です。また、振替指示は指示完了後、証券総合取引口座のお取引可能額に即座に反映されます。

なお、0:00～15:00 に指示された場合は当日入金となり、15:00～24:00 に指示された場合又は休祭日に指示された場合は翌営業日入金となります。

② 「FXpro」

振替の受付は、シドニー時間の月曜日 8:00（日本時間月曜 7:00）からニューヨーク時間の金曜日 18:00（日本時間の土曜日 8:00）までの間、3:00～5:00 を除いて、いつでも指示が可能です。週末（土曜日早朝から月曜日早朝）は指示できませんので、ご注意ください。また、振替の指示完了後、証券総合取引口座のお取引可能額に即座に反映されます。

なお、0:00～15:00 に指示された場合は当日入金となり、15:00～24:00 に指示された場合又は祭日に指示された場合は翌営業日入金となります。

※証券総合取引口座への入金は、0:00～15:00 に振替指示をされた場合、当日となり、15:00～24:00 に振替指示をされた場合、又は休祭日に振替指示をされた場合、翌営業日となります。

(6) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした外国為替保証金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様に交付します。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社管理責任者へ

直接ご連絡ください。

(7) 不足金や保証金を所定の日時までには差し入れない場合の取扱い

建玉の決済による決済損が差入保証金を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は直ちに不足金を為替保証金取引口座（「FX」または「FXpro」）にご入金していただく必要があります。当社が請求した不足金についてお客様から当該不足金のご入金がない場合は、当社はお客様に通知することなく、当社でお預かりしている預り金を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

また、「FXpro」での取引において、当社が保証金の追加差し入れを請求することがあります。お客様が所定の日時までには保証金を差し入れなかった場合には、当社は、「FXpro」での取引の決済のため、任意に、お客様の計算において建玉の反対売買を行うことができます。

(8) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。当社における外国為替保証金取引の受託は、受渡決済に係る注文を除き、全て当社会員画面を利用し、インターネットを經由して行います。その他の手段（電話、FAX 等）による受託は行っていません。当社システム障害時も同様となります。

3. 手数料及びその他費用 ※外国為替保証金取引手数料には消費税はかかりません。

(1) 「FX」

取引通貨数量	取引手数料（1,000 通貨あたり）
1,000～9,000	100 円
1 万～100 万	50 円

・新規建てした建玉を同日中（※）に決済した場合、取引手数料は片道分となります。

※同日中とは、夏時間の場合は毎朝 6:00～翌朝 5:40 まで、冬時間の場合は毎朝 7:00～翌朝 6:40 までです。

・取引手数料は 1 建玉ごとに計算し、建玉を決済されたときに保証金から差引かれます。

(2) 「FXpro」

取引金額（取引通貨数量 × 取引為替レート × 円換算レート）の 0.1%

・取引手数料は取引が成立した時点で保証金から差し引かれます。

・小数点以下は四捨五入されます。ただし、小数点以下の値が 0.5 の場合は、1 の位が奇数なら切り上げ、偶数ならば切り下げます。

（例） 820.5 の場合：1 の位が偶数ですので、小数点以下は切り捨てられ、820 となります。

821.5 の場合：1 の位が奇数のため、小数点以下は切り上げられ、822 となります。

・日計り取引（デイトレード）の時は「FX」と異なり、取引手数料優遇はありません。

4. 保証金

外国為替保証金取引にあたっては、下記の方法で計算される取引保証金を預託していただきます。取引保証金は、円貨により、上記 2. (2) 記載の方法により差し入れられるものとします。また、保証金の返還は、上記 2. (5) 記載の方法に従ってなされるものとします。

(1) 「FX」

有効保有額	為替保証金に評価損益を反映させた額です。 有効保有額 = 為替保証金 + 評価損益 - 注文中保証金
取引保証金	実際のお取引に必要な保証金です。通貨ペアによって異なります。
保証金維持率	取引保証金に対する有効保有額の割合を表します。 保証金維持率 = 有効保有額 ÷ 取引保証金 × 100

・取引保証金

取引保証金は、取引通貨の為替レートによって異なります。詳細は以下のとおりです。

基準レート (対円)	取引保証金 (1,000 通貨あたり)	レバレッジ (概算値)
～ 79.99	5,000 円	～16 倍
80.00 ～ 99.99	8,000 円	10 倍～13 倍
100.00 ～ 149.99	10,000 円	10 倍～15 倍
150.00 ～ 199.99	15,000 円	10 倍～13 倍
200.00 ～	20,000 円	10 倍～

※ ユーロ/米ドルの取引保証金基準レートは、ユーロ/円のレートを適用します。

※ 取引金額の当該保証金額に対する比率は常に一定ではありません。

・取引保証金 増額の条件

① 週間各営業日のニューヨーククローズ時点における各通貨の平均価格 (当社ビッドレートを基準に算出) が、取引保証金基準レートを超えた場合。

※ただし、各週金曜日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する終値のビッドレートが、取引保証金基準レートから 10%を超えて下落していた場合、取引保証金は増額されません。

② 各週最終営業日のニューヨーククローズ時点において当社のビッドレートが取引保証金基準レートを 5%以上、上回っている場合。

※上記条件のほか、外国為替相場の急変動など当社が必要と判断した場合は、取引保証金の金額を変更する場合があります。

・取引保証金 減額の条件

① 各週最終営業日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する終値のビッドレートが、取引保証金基準レートを 10%以上、下回った場合。

② 週間各営業日のニューヨーククローズ時点における各通貨の平均価格 (当社ビッドレートを基準に算出) が取引保証金基準レートを 5%以上下回った場合で、各週最終営業日のニューヨーククローズ時点において当社の提示する終値のビッドレートが取引保証金基準レート以下であった場合。

※上記条件のほか、外国為替相場の急変動など当社が必要と判断した場合は、取引保証金の金額を変更する場合があります。

・マージンコール

毎営業日の 15:00 のレートで「FX」口座持高 (建玉) の時価評価を行い、保証金維持率が 50%を下回った場合、「マージンコール」が発生します。この場合、「FX」で登録されているメールアドレス宛にアラートメールを配信いたします。

マージンコールが発生した場合は、設定されたロスカットレベル (詳細は 1 (10) をご覧ください。) に到達する可能性が高くなることも考慮いただき、「FX」口座における保証金維持率にご留意ください。

なお、ロスカットレベルを 50%に設定されている場合は、ロスカット (詳細は 1 (10) をご覧ください。) が実行されるため、アラートメールは配信されませんので、ご注意ください。

(2) 「FXpro」

① 取引保証金

取引保証金 = 取引数量 × 中間レート (売りレートと買いレートの仲値) × 5%

※なお、当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、取引保証金に加算又は減算されます。

② ロスカット保証金

ロスカット保証金として利用できる金額は、保証金残高の 80%となります。

「FXpro」では、すべての建玉に対してロスカット (逆指値) 注文が設定されており、ロスカット注文が執行された時の想定損失を「必要ロスカット保証金」としてロスカット保証金から拘束させていただきます。また、新たに建玉を建てる時のロスカット注文は、ロスカット保証金余力の範囲内で設定できます。

③ 保証金の追加差入れ

お客様から差し入れていただいている保証金に評価損益を加味した金額が、必要保証金総額の 20%を下回った場合は、新たに保証金を差し入れていただきます。

5. 為替保証金取引に係る金融商品取引契約の租税の概要

(1) 個人のお客様に対する課税

外国為替保証金取引に係る税制上の取扱いは「雑所得」となり、総合課税の対象となります。

- ・ 利益が出た場合の税金
利益（スワップポイントを含みます。）が出た場合、確定申告で利益を申告していただく必要があります。利益は総合課税の対象となっております。

- ・ 損失が出た場合の税金
損失が出た場合、雑所得内のみで差し引くことができます。なお、株式投資の損益とは通算できません。

※ 取引手数料に対する消費税は必要ありません。

※ なお、税制に関する個別的事情はお客様が判断する必要があります。また税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、取扱いが上記と異なる可能性があります。実際の申告にあたっては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 「FX」、「FXpro」の両方で取引された場合、両サービスの損益は通算されます。

(2) 法人のお客様に対する課税

外国為替保証金取引に係る税制上の取扱いは「雑所得」ではなく、「事業所得」となります。

※ 事業年度末日において未実現の損益を課税所得に算入いたします。

※ 外国為替保証金取引の損益とそれ以外の損益との合計に対し法人税が課税されます。

※ 法人の課税についての詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

6. 店頭金融先物取引の受託等に係る禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- ② お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。
- ③ 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為（不招請勧誘の禁止）。
- ④ 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- ⑤ 金融商品取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（再勧誘の禁止）。
- ⑥ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- ⑦ 金融商品取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為。（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- ⑧ 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- ⑨ 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- ⑩ 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- ⑪ 不招請勧誘が禁止されている金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- ⑫ 再勧誘が禁止されている金融商品取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示したにも

かかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。

- ⑬ あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算によりデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎを除きます。）をする行為。
- ⑭ デリバティブ取引の受託等につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格に相当する事項のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。
- ⑮ 店頭金融先物取引の受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引にかかるものに限ります。）につき、お客様（特定投資家を除きます。）に対し、当該お客様が行う当該金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じうる損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- ⑯ 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。

7. 外国為替保証金取引に関する主要な用語

- ・ 相対取引
取引所に顧客の注文を取り次かず、取引業者自らが取引の相手方になり注文を成立させる取引のこと。
- ・ 外国為替
為替取引を外国との間で行われるものをいい、異なる通貨の交換を伴う。
- ・ 外国為替保証金取引
通貨を売買する外国為替取引と、取引金額よりも少額の保証金を預託して大きな取引を行う保証金取引を合成した取引で、店頭金融先物取引のひとつ。
- ・ カバー取引
金融先物取引業者が委託者等を相手方として行う外国為替保証金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替保証金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ取引所金融先物取引等又は他の金融先物取引業者その他の者を相手方として行う外国為替保証金取引のこと。
- ・ 差金決済
現物の受渡しをせず、反対売買による差金の授受によって決済すること。
- ・ スワップポイント
ロールオーバーにより決済期日が繰り越された際に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額のこと。
- ・ 建玉（ポジション）
取引のうち、決済が終了していないもの。
- ・ 保証金
外国為替保証金取引を行うにあたって、取引の契約義務の履行を確保するために差入れる金銭のこと。
- ・ ロールオーバー
外国為替保証金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと。

8. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 7,425 百万円
- ・ 主な事業 : 第一種金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（フリーコール）

03-6737-1666 (携帯電話・PHS・一部 IP 電話)

※受付時間 : 平日 8:00～ 20:00 ログイン I D と暗証番号をご用意ください。

E メールアドレス : feedback@monex.co.jp

FX専用ダイヤル : 03-6737-1670

※受付時間 : 月曜日 8:00～土曜日 8:00 (火曜～金曜日は 24 時間対応)

専用アドレス : fxfeedback@monex.co.jp

以上

(平成 20 年 9 月)

KTM_FX_2.1

マネックスFXpro（外国為替保証金取引）約款

第1条（約款の趣旨）

- (1) 本約款は、お客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行うインターネットを利用した取引及びそれに付随した業務の取扱いのうち、為替保証金を用いた外国為替取引である「マネックスFXpro（外国為替保証金取引）」（以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客様は、この約款に掲げる事項を承諾し、本取引の仕組み、特徴やリスクを十分理解したうえで、自己の責任と判断において本取引を行うものとします。

第2条（取引口座）

お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、本取引にかかる口座（以下「本口座」といいます。）の開設を申込み又は維持することができるものとします。

- ① 既に当社の約款・規定に基づく証券取引口座を開設していること
- ② 20歳以上であること
- ③ 本約款及び当社の定める本取引に関する各種ルールにご同意いただくこと
- ④ 本取引の仕組み、特徴やリスクを十分理解し、自己の責任と判断においてお取引いただけること
- ⑤ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。
- ⑥ 当社から電話、電子メールにて常時連絡が取れること
- ⑦ インターネットをご利用いただけること
- ⑧ ご自身の電子メールアドレスがあること
- ⑨ 前各号のほか当社が定める要件

第3条（法令等の遵守）

お客様は、本取引を行うに際し、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」その他の関係法令諸規則および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき当社が定める規定等を遵守するものとします。

第4条（通貨・取引の種類）

本取引において取扱う通貨及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第5条（取引時間）

- (1) お客様が取引できる時間は、当社が定めるものとします。但し、注文の約定はシドニー時間月曜日午前5時から米国東部時間金曜日午後5時とします。
- (2) 当社は、当社が必要と認める場合、取引時間を変更できるものとします。
- (3) 第1項にかかわらず、当社は、前項に定める時間内において、回線及び機器の瑕疵又は障害（以下、「システム障害」といいます。）又は補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

第6条（取引数量、持高等）

お客様が取引できる数量、持高（ポジション）等は、当社が定める範囲内とします。

第7条（注文の有効期限）

お客様の売買注文の有効期限は、当社が定めるところに従うものとします。

第8条（為替レート及びスワップ金利）

お客様が当社と行う本取引に係る為替レート及びスワップ金利は、当社がインターネット上の本取引に係るサイト（以下、「当社ウェブサイト」といいます。）内にて提示します。

第9条（注文）

お客様は、お客様が当社と行う本取引に係る売買注文を行うときは、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。

- ① 通貨の種類
- ② 売買の区別
- ③ 数量
- ④ 執行条件
- ⑤ 指値注文の場合は価格
- ⑥ 注文の有効期限
- ⑦ ロスカット幅、もしくはロスカットレート
- ⑧ 返済予約注文を発注する場合は、その価格

第10条（注文の受付）

- (1) 当社は、お客様の注文を当社ウェブサイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法による受注は、当社が必要と認める場合を除き、行わないものとします。
- (2) お客様が当社へ発注する売買注文は、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。
- (3) 受渡決済の注文については、システム障害が発生した場合を除き、当社が定める方法により受注することができるものとします。

第11条（売買注文の取消・変更）

お客様が当社に発注された売買注文は、未約定の場合は、取消・変更を行うことができるものとします。売買注文を変更される場合、お客様は変更しようとする売買注文の取消を行った後、新たに変更後の売買注文の入力を行うものとします。

第12条（売買注文の執行）

お客様が当社に発注された売買注文は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、当社が必要と認める場合を除き、注文の執行を行わないものとします。

- ① お客様の本口座に為替保証金が不足する場合。
- ② お客様の売買注文の内容が本約款又は当社の定める本取引に関するルール等に違反する場合。

第13条（取引注文等の取次・委託）

お客様は、当社が本取引に関する注文及び本取引に関連する業務を、当社の指定する業者に取次又は委託することをあらかじめ同意するものとします。

第14条（売買注文等の照会）

お客様は、自身の売買注文等取引の内容については、自ら当社ウェブサイトにて照会、確認されるものとします。但し、受渡決済については、当社が定める方法により照会することができるものとします。

第15条（為替保証金）

- (1) お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じる当社に対するお客様の一切の債務を担保するために、当社に対して当社が定める金額以上の為替保証金を当社の定める方法により本口座に預託するものとします。
- (2) 当社は、本取引により差損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、差益金は為替保証金に加算し、差損金は為替保証金から控除することができるものとします。
- (3) お客様は、新規の本取引を開始してから決済を行うまでの期間、当社の定めるお客様の取引に係る維持すべき為替保証金額の水準（以下、「維持保証金」といいます。）以上の額を常に保持しておくものとします。

- (4) 当社は、経済情勢等の変化に伴い為替保証金維持率を合理的に変更できることとし、為替保証金維持率を変更したときは、お客様の持高（ポジション）の為替保証金に対しても変更後の為替保証金維持率を適用するものとします。
- (5) 当社に預託されている為替保証金の額が、預託すべき金額を超えている時、お客様は、超過分の全部又は一部を当社の証券取引口座へ振り替えることができるものとします。
- (6) 為替保証金その他本取引に関しお客様が当社に預託する金銭に対しては、当社は付利をいたしません。
- (7) 前各項に定めるほか、本取引に係る為替保証金の取扱いについては当社の定めるところに従うものとします。

第16条（為替保証金の追加預託）

- (1) 当社は、お客様の持高（ポジション）を米国東部時間毎営業日午後5時に当社が定める為替レートにより評価し、お客様が当社に預託した為替保証金とお客様の持高（ポジション）に係る評価損益の合計額が、お客様の持高（ポジション）に係る維持保証金の水準を下回った場合、お客様は当社の定める日時までに、為替保証金が当社の定める一定の額を回復するに足る金額以上を当社の定める方法により本口座へ追加預託するものとします。
- (2) 為替保証金の追加預託の必要性及びその金額について、お客様は当社ウェブサイトによりお客様ご自身で確認されるものとします。
- (3) お客様が第1項に従って為替保証金を追加預託すべき状況となり、お客様が当社の指定する日時までに当該為替保証金の全額を本口座へ預託したことを当社が確認できない場合、当社はおお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の任意により、お客様の計算において、お客様の持高（ポジション）の一部又は全部を決済するために必要な反対売買することに異議がないものとします。
- (4) 前項の反対売買その他の結果、為替保証金が必要額よりも不足する場合、または決済に不足金が生じる場合、当社は証券取引口座から必要な金額を本口座へ振り替えることができるものとします。

第17条（ロスカット）

- (1) お客様の持高（ポジション）の為替レートが、お客さまが設定されたロスカットレートに該当した場合、当社は任意に、お客様に通知することなく、お客様の計算において、自動的に成行の反対売買注文が発注されるものとします。
- (2) 前項による反対売買の結果、設定したロスカット幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
- (3) 前々項による反対売買の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。
- (4) ロスカットルールは当社の判断によって変更することができるものとします。

第18条（取引手数料等）

- (1) お客様は、当社が別途定める取引手数料等及びその他の諸経費を支払うものとします。
- (2) 取引手数料等は当社の判断によって変更することができるものとします。

第19条（公租公課）

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第20条（カバー取引先による保証金率の引上げ、強制決済等）

カバー取引先が、外国為替銀行取引で通常行われる慣行に基づく合理的な理由により、当社との間のカバー取引において、為替保証金維持率の引上げ、持高（ポジション）の強制決済その他当社との契約事項の停止等を行った場合、その実施内容に応じて、当社は任意に、お客様に通知することなく、お客様の計算において、お客様との本取引における為替保証金維持率、持ち高（ポジション）の強制決済その他本約款に定める事項の停止等を行うことができるものとします。

第21条（期限の利益の喪失）

- (1) お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくてもお客

様は、当社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。

- ① 支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ お客様の当社に対する本取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④ お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
 - ⑤ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。
 - ⑥ 住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社よりの電話による連絡が不可能であると当社が判断したとき。
 - ⑦ 海外に居住することとなったとき。
 - ⑧ 死亡したとき。
 - ⑨ 心身機能の重度な低下により本取引の継続が著しく困難又は不可能となった、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めたとき。
- (2) 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対するすべての本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。
- ① お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - ② お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
 - ③ お客様が本約款又はその他当社の定める約款・規定に違反したとき。
 - ④ 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) お客様は、前2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第22条（支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引）

- (1) お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済することができるものとします。
- (2) お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な反対売買を行い、決済することができるものとします。
- (3) お客様が前条第2項各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。
- (4) 前項の日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意に、それを決済するために必要な反対売買等を行うことができるものとします。
- (5) 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第23条（差引計算）

- (1) 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。
- (2) 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け

金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。

- (3) 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める利率及び率によるものとし、また差引計算を行う場合債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとします。

第24条（担保物の処分）

お客様が本約款に基づき当社に対し負担する債務を当社の定める時限までに履行しないときは、お客様が当社に対して差し入れている担保物について、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、お客様の計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合には直ちに弁済を行うものとします。

第25条（占有物の処分）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の外国通貨、有価証券等を当社は処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われるものとします。

第26条（充当の指定）

債務の弁済又は第22条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

第27条（遅延損害金の支払い）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第28条（取引内容の確認）

お客様は、当社との本取引内容等については、お客様自身で、当社ウェブサイトより取引の都度速やかに確認するものとします。また、お客様は、本取引にかかる取引報告書等、書面による送付がされないことに同意するものとします。

第29条（免責事項）

- (1) 次に掲げる場合を含め、当社の故意又は重過失によらずしてお客様又は第三者に発生した損害については、当社は責を負わないものとします。
- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
 - ② 外国為替市場の閉鎖若しくは規則の変更等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害。
 - ③ 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
 - ④ お客様のID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。
 - ⑤ お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障や誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
 - ⑥ お客様のパスワードの誤入力、忘却等、お客様の責任により、お客様が本取引に係る注文を当社

に出せなかったことにより生じた損害。

- ⑦ 当社が、第20条の規定に従い、お客様との本取引における為替保証金維持率、持ち高（ポジション）の強制決済その他本約款に定める事項の停止等を行ったことにより生じた損害。
- (2) 前項第1号から6号の事由により、本取引に係る注文およびその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合においても、当該取引（不執行、未執行等の場合を含みます。）はお客様に帰属するものとし、当社はその責を負わないものとします。

第30条（解除）

- (1) 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第20条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、本口座も解約されます。但し、解除時においてお客様が当社と行う本取引の持高（ポジション）が残存する場合、又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。
- ① お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。
 - ② お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。
 - ③ 第39条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
 - ④ お客様又は当社が証券取引口座の解約の申出をしたとき。
 - ⑤ 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
- (2) 前項の場合において、本約款により差引計算後、お客様の本取引口座に残高があるときは、証券取引口座に振り替えられるものとします。

第31条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることができないものとします。

第32条（届出事項の変更）

当社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、印章若しくは署名、印鑑又は住所若しくは事務所の所在地、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに当社の指定する方法をもってその旨の届出をするものとします。

第33条（通知の効力）

お客様の届け出た住所又は事務所の所在地又はお客様の電子メールアドレス宛てに当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責に帰さない事由により、延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

第34条（政府機関等宛て報告書等の作成及び提出）

- (1) お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を、日本国の政府機関等宛てに報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
- (2) 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第35条（サービス内容の変更）

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第36条（取得情報の個人利用）

お客様は、本取引の過程で得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第37条（適用される法律）

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第38条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所として当社が指定することができるものとします。

第39条（約款の変更）

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項を当社ウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

（2007年10月）